

埼玉県生活環境保全条例

(令和8年7月1日現在)

土壌汚染区域※

所在地（地番）	基準不適合の特定有害物質
新宿町五丁目13番1の一部、五丁目13番2の一部	鉛及びその化合物（含）
南台一丁目4番2の一部	1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン
大字的場2618番1の一部	鉛及びその化合物（含）
大字石田本郷1065番1の一部	鉛及びその化合物（含）

※ 埼玉県生活環境保全条例（以下「県条例」という。）に基づく調査で土壌汚染基準を超過し、土壌汚染が完全に除去されていない区域。

詳細については、直接職員にお尋ねください。